

# 国立大学法人埼玉大学情報セキュリティ方針

平成 28 年 1 月 14 日

情報倫理及び情報セキュリティ委員会決定

## 1. 目的

国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）における教育研究活動の高度化及び業務運営等を安定的に展開するためには、情報基盤の整備とともに、情報セキュリティを確保することが必要不可欠である。本学においては、情報資産を安全かつ効果的に活用するため、教職員及び学生等の本学構成員が情報セキュリティの重要性を十分認識し、情報資産の円滑な運用と保護に取り組むものとする。

また、次の観点から、国立大学法人埼玉大学情報倫理及び情報セキュリティに関する規則に基づき情報セキュリティポリシーを定めるものとする。

- (1) 本学の情報資産に対する学内外の脅威からの保護。
- (2) 本学の情報資産への侵害からの利用者の保護。
- (3) 学内外の情報資産に対する加害行為の抑止。
- (4) 情報セキュリティの維持及び向上等。

## 2. 情報資産の管理

本学の情報資産（情報及び情報を管理する仕組み）に関して、重要度に見合った適切なレベルのセキュリティを確保する。

## 3. 情報システムの整備

本学の全ての教育研究活動及び業務運営等の基盤として情報システムを提供する。本情報システムは、情報資産の活用と保護を図るために、安定的かつ効率的に運用され、全学に供用する。

## 4. 利用者等の義務

本学の情報資産及び情報システムを利用する者や運用・管理の業務に携わる者は、本方針及び国立大学法人埼玉大学情報セキュリティ対策基準に沿って利用し、別に定める運用と利用に関する情報セキュリティ対策実施手順書を遵守しなければならない。

## 附 則

- 1 この方針は、平成 28 年 1 月 14 日から施行する。
- 2 国立大学法人埼玉大学情報セキュリティ方針（平成 18 年 5 月 23 日制定）は、廃止する。